

令和3年度山形県事業承継・引継ぎ支援事業における 専門家派遣業務実施要綱

1 目的

令和3年度山形県事業承継・引継ぎ支援事業における専門家派遣業務は、公益財団法人山形県企業振興公社及び山形県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センター等」という。）が、事業承継に関する課題を抱えている中小企業・小規模事業者（以下「相談者」という。）に対し、事業承継について専門的な知識と経験を有する外部専門家（以下「専門家」という。）を活用し、適切な指導・助言等を行うことにより課題解決を図り、中小企業の円滑な事業承継推進に寄与することを目的とする。

2 業務内容

専門家派遣業務は、引継ぎ支援、親族内承継支援及び経営者保証支援に区分する。

(1) 引継ぎ支援

相談者の所在地が遠方等の理由により、センター等への来訪が困難な場合、センター等は、専門家に事業引継ぎ支援の可否判断に要する調査及び企業概要書の作成支援等を依頼することができる。

(2) 親族内承継支援

親族内承継に関する支援ニーズがあり、承継コーディネーターが専門家派遣等の支援が必要と判断し、かつ相談者に事業承継計画（B）策定を希望した場合、センター等は、専門家を派遣し事業承継計画（B）作成支援を行うことができる。

(3) 経営者保証支援

相談者が、事業承継時判断材料チェックシートを充足し、専門家の同席を希望した場合、センター等は専門家を派遣し金融機関との目線合わせ等の支援を行うことができる。

3 専門家リストへの掲載

専門家は次の条件を満たし、センター等が適任と判断した場合に、センター等専門家リストへ掲載する。

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、その他公的資格を有する者
- (2) (1) に準じる能力を有する者
- (3) 「専門家登録にかかる申込書」(親書式2)をセンター等に提出していること。

4 費用負担

専門家の費用負担は、1先（引継ぎ支援案件については、売り相談先のみ）につき5回（引継ぎ支援、親族内承継支援、経営者保証支援の合算）までとし、25万円（税別 旅費込み）を総額の上限金額とする。5回を超える場合については、その全額を相談者の自己負担とする。

5 専門家の活用

センター等は、専門家は複数の候補先から選定し、同一人に集中しないように努める。

6 専門家の服務等

(1) 守秘義務

専門家は、本業務により知り得た相談者の情報等を外部あるいは第三者に漏らし、あるいは、これを自己の利益のために利用してはならない。

(2) センター等は、専門家（候補の場合も含む）が次の各号の一に該当する場合は、当該専門家を派遣しないものとする。

- ① 本業務の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- ② 登録申込書の記載内容に虚偽があることが判明した場合
- ③ 虚偽の報告をしたことが判明した場合
- ④ 法令に反する行為を行ったと認められる場合
- ⑤ センター等又は専門家派遣業務の信用を著しく傷つけ、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥ その他、本業務の専門家として適格性を欠くと認められる場合

7 その他

本業務の実施方法等については、業務毎に別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日より施行する。